

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島本町は、児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために必要な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

島本町長

公表日

令和6年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当関係事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当の支給を行う事務である。児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として実施している。番号法においては、別表第一項番56の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ○児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。又は第二項の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。))の支給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ○児童手当法第九条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の児童手当又は特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ○児童手当法第十二条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の未支払の児童手当又は特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ○児童手当法第二十六条(同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ○児童手当法第二十八条(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))の資料の提供等の求めに関する事務 ○児童手当法施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十三号)第一条の三の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	児童手当システム、統合利用番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条別表 81 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 情報照会 106、107 情報提供 42、125、141、161
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部政策企画課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部福祉推進課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-7460

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課長 根本 康也	課長	事後	新様式への変更
令和1年6月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号島本町健康福祉部福祉推進課	総合政策部コミュニティ推進課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372	事後	評価書への記載を統一するため
令和1年6月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ 連絡先	大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号島本町健康福祉部福祉推進課	健康福祉部福祉推進課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-7460	事後	
令和1年6月19日	II しきい値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月15日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月19日	II しきい値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月19日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年11月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月27日	IVリスク対策3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	
令和2年11月27日	IVリスク対策4. 特定個人情報の取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和2年11月27日	IVリスク対策4. 特定個人情報の取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月10日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第7号 別表第二74、75 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条 情報提供 番号法第19条第7号 別表第二26、30、87 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条	情報照会 番号法第19条第8号 別表第二74、75 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条 情報提供 番号法第19条第8号 別表第二26、30、87 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総合政策部コミュニティ推進課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372	総合政策部政策企画課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条別表第一 56 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	番号法 第9条別表 81 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第8号 別表第二74、75行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条 情報提供 番号法第19条第8号 別表第二26、30、87行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 情報照会 106、107 情報提供 42、125、141、161	事後	
令和6年9月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和6年9月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	